

分析 西尾管内から大きな災害をださない



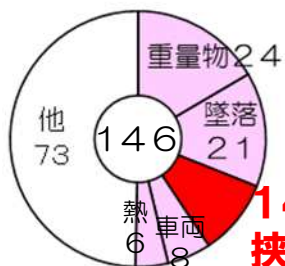
過去 ← → 2022年

過去12年間の死亡災害



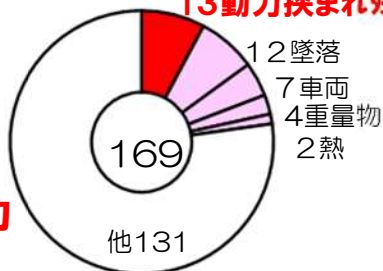
ピンク6要因で94%
*以下STOP6と称す

2020年度



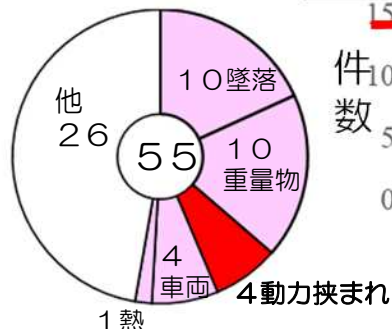
14動力挟まれ

2021年度



13動力挟まれ残る!!

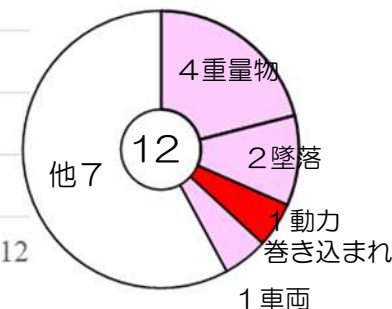
1~5月計



休業災害件数推移



5月単月



◇STOP6 73件 比率50%
◇大きな要因14件
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%
◇大きな要因 8件
◇死亡 0件

前年比
良い

STOP6 29件 比率53%
大きな要因 3件
内 死亡 1件 内容は下記に記載

前年比
悪い

5月単独
STOP6 8件 比率42%
大きな要因 0件
死亡 0件

危険源 (1~4月)

- ・脚立 2m ※大きな要因から抽出
木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す

危険源 (2022年5月)

- ・作業床 高さ6m 他地区の業者が西尾管内で工事中、60代とび職人の方が作業とは関係ない高所エリアに侵入し被災(3月)
被災者 番線固定前の作業床端部を踏み抜いて墜落
ご冥福をお祈りいたします
- 会社側 立ち入り禁止措置 未実施

死亡災害発生・・・抜けのない措置/対策に繋げるには

【調査】 前日までに必ず危ないものを認識すること そのやり方は災害発生順 (災害発生シナリオ) に沿って危険源・作業から調査、災害想定し、災害大小に層別する

【対策】 そして措置・対策順に沿って 危険源の特性にあった対処を実施

次頁で“対策順”を災害発生順との関連で整理し、立ち入り禁止措置を位置づけてみました

墜落編 墜落した、転落した



危害ひどさ		
2m以上の高さ	$1\text{m} \leq h < 2\text{m}$ の高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽

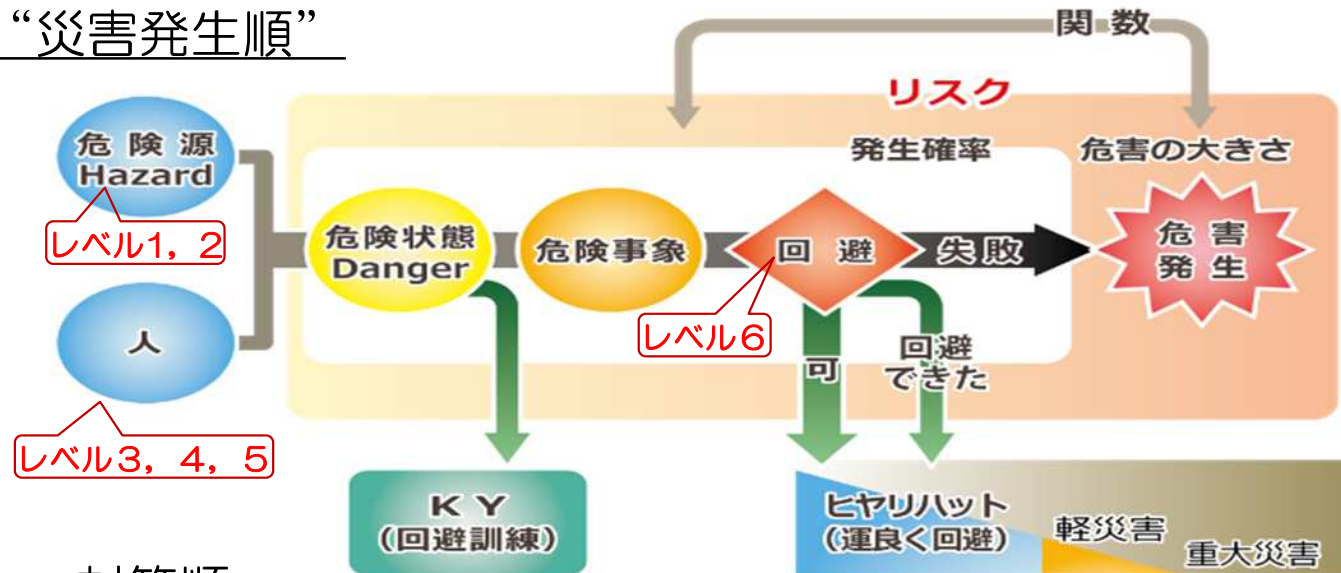
店舗、家庭でも
調べましょう

2m以上で 人が立つ 立てるところはどこですか
調べましょう

対策順

災害発生順で調査・想定できたら この順番で対策を考える
エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる *コストも下がる

“災害発生順”



対策順

レベル

本質安全化

1. 危険源を無くす
2. 危険源エネルギーを下げる
3. 作業を無くす
4. 作業手順を無くす
5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置)
6. 回避手段

禁止措置はここに
位置づけされます

マネジメント

レベル7

管理項目が多いと監督者は大変
常にレベル1から考えましょう
ただ、皆さんが実施者を評価する点は
レベル1にしたことではなく
その順で考えるようになったこと



7. 左記1~5が出来なかったら
管理するしかない

ご参考 法律です

立ち入り禁止

(立入禁止) 安衛則 第530条

事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に 関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない

(立入禁止等) 安衛則第585条

事業者は、次の場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい 箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

- 一 多量の高熱物体を取り扱う場所又は著しく暑熱な場所
 - 二 多量の低温物体を取り扱う場所又は著しく寒冷な場所
 - 三 有害な光線又は超音波にさらされる場所
 - 四 炭酸ガス濃度が一・五パーセントを超える場所、酸素濃度が十八パーセントに満たない場所
又は硫 化水素濃度が百万分の十を超える場所
 - 五 ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所 六 有害物を取り扱う場所 七 病原体による汚染のおそれの著しい場所
- 2 前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入つてはならない。